

平成 28 年度事業計画の実施状況について

事業計画	実施状況
1. 保険運営の企画	
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 (重点事項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「健康経営推進事業（支部データヘルス計画）」の推進 健康経営宣言事業所数 平成 30 年 3 月末日目標 1,000 事業所 健康経営宣言事業所向情報誌「健康経営通信」の発信 取り組みやすい健康づくりメニューの提案 会社の独自取組の取材・発信 健康経営セミナーなど各種研修会・講習会の実施 健康経営推進のインセンティブ付与（支部長表彰・県知事表彰など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28 年 12 月末現在 1,084 事業所 ・ 28 年 12 月末現在 3 回発行、29 年 2 月発行予定 ・ 27 年度メニュー数 15 種類から、28 年度メニュー数 68 種類へ増加 ・ 事業所からの健康づくり独自取組報告書の提出や訪問・電話等での聴き取り内容を健康経営通信や健康セミナーで紹介 ・健康経営セミナー 10/17. 18. 19 167 名の出席 鳥取商工会議所で講演 ・ 支部長表彰 11 事業所を表彰 ・ 県知事表彰 5 事業所を表彰（10/2） ・ 日本海新聞紙面で、県知事表彰事業所を紹介 ・ 株式会社鳥取銀行と「健康経営の取り組みに係る連携・協力に関する協定」を締結し、金利優遇サービスの開始
(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 (重点事項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の政策関係部局、市町村、関係機関などの各種協議会などに積極的に参画 ・ 協会の医療費適正化のための総合的な意見・対策を発信 ・ 都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）とさらなる連携の強化・拡大の推進 ・ 協会けんぽと連携先の間で医療情報の分析や広報・保健事業等を共同して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県医療審議会、鳥取県がん対策推進県民会議、鳥取県健康づくり文化創造推進会議等への参画 ・ 鳥取県医療費適正化計画策定委員会等への参画 ・ 一般財団法人鳥取県薬剤師会と「鳥取県民の健康づくりに関する包括連携協定」を締結 ・ 鳥取県社会保険労務士会と「県民の健康づくり事業に関する包括連携協定」を締結

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村とは、集団健診におけるOP健診での参加協力、共同広報の実施 ・たばこアンケート結果に基づくポスターの共同作成（29年3月の予定）
(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施（年2回） ・ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等の実施 ・医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催 ・ジェネリック使用の状況を分析し広報をはじめとした啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽減額通知は、28年8月 29年2月の2回実施 ・HP、納入告知書、けんぽ便りとっとり、日本海新聞「知っ得協会けんぽ」などでの広報実施 ・軽減額通知・保険証交付時に「希望シール」の配布 ・社会保険協会・社会保険委員会役員合同研修会でセミナー実施（12/6.7）3会場で実施し、受講者数は49人
(4) 地域医療への関与	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議他の会議に、加入者・事業主を代表する立場で積極的に参画 ・他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信 ・策定された地域医療構想やその実施に向けてリーダーシップを発揮し、地域医療に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会を介して、県内2次医療圏における地域調整会議の委員として参画（3地域）
(5) 調査研究の推進等	
<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村などと連携し、主体となって職域・地域の両面からなど幅広く分析 <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽベースでは協会全国平均・他支部との比較 県ベースでは、国保、後期と合算した県平均、市町村別での比較 ・県・市町村などと合同で健康課題を抽出、効果的な対策を立案・実施 ・鳥取大学など学術機関からのアドバイスを受け幅広い視野で検証 ・事業の推進のため、関係機関に発信し、連携を呼びかけ ・加入者・事業主が行動変容につながるようにわかりやすく発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・協会・国保データを合算して、19市町村ごとに健診受診率等を算出 ・市町村別の健康課題を抽出し、市町村別の健診ガイドへ反映 ・市町村の健康づくりの会議、データヘルス会議などへの参画 ・たばこアンケートを実施、28年11月に取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> 鳥取大学教授によるアドバイスを受け内容に反映 健康経営等の連携先にも情報提供

	<p>アンケート結果は、HPに掲載するとともに日本海新聞の紙面でも意見広告を行った。ポスターを29年度配布予定</p>
(6) 広報の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会事業の理解と参画を推進するため、「事業所・加入者向け総合パンフレット」を作成・配布 ・ 地元新聞社を活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進 ・ 加入者から直接意見を聞くため、アンケートや対話集会を実施 ・ 意見などを踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施 ・ 県、市町村、関係団体との共同広報の実施 ・ 地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体と健康セミナー等を共同開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な広報と内容の充実化を図るために広報委員会を発足 ・ 28年度版は、生活習慣病予防健診案内封書、新規適用事業所、事務説明会、委員研修会等で配布 平成29年3月には平成29年度版を作成 ・ 協会事業を紹介するプレスリリースを19回実施 記事掲載は10回(28年12月末現在) ・ 日本海新聞の段広告による記事掲載 6回 ・ たばこアンケートを実施し、事業所および加入者から喫煙対策などを収集 ・ 29年3月に国保連と連携し、保険証の適正使用に関連した広報を新聞紙上で行う予定 ・ 「メンタルヘルスを知ろう学ぼう」をテーマとした健康保険担当者研修会の実施(7/19.7/26.8/2) 317名の出席 鳥取県、鳥取労働局、鳥取県産業保健総合支援センターとの共催 ・ 「健康になろうプロジェクト2016」健康経営実践セミナーを実施(10/17.18.19) 167名の出席 鳥取県、新日本海新聞社との共催
(7) 的確な財政運営	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の財政状況と基盤強化について、理解・協力を得るため、加入者及び事業主、関係方面に発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会の適切な運営 ・ 日本海新聞の紙面を通じて評議会の議論や情勢などの意見発信 ・ 既存の広報チャンネルを活用した意見発信

2. 健康保険給付等					
(1) サービス向上のための取組					
<p>・事務処理マニュアルに基づく正確かつ迅速な事務処理を行い、事務処理誤りを発生させない。</p> <p>・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の支払までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>・お客様満足度調査結果を踏まえ、支部内研修を行う。また、電話対応を職員相互でチェックを行うことで、電話の対応力を向上させる。</p> <p>・健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員に対する研修等を充実させる。</p>	<p>本年 3 件発生（H27:3 件）</p> <p>チェック項目、システムチェックなどを見直し、再発防止策を実施。</p> <p>6 月 : 任意継続保険料口座振替依頼書の返戻に係る 返戻理由文書の内容誤り</p> <p>10 月 : 健康保険委員委嘱状の誤送付</p> <p>12 月 : 出産育児一時金等支給申請書の誤処理</p> <p>平成 28 年度現在、<u>10 営業日以内での支払い 100%達成継続中。</u> (H27 についても年間を通して 100%達成)</p> <p>お客様満足度向上は本年度の重要取組として以下の取組などを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話対応マニュアルの作成・運用 ・週ごとの重点取組をデスク・パソコンに掲示。加えて、朝礼で確認。 ・自己・他面評価チェックシートの実施と改善（3 回実施） <p>11 月：本部実施 全国窓口調査状況</p> <table border="0"> <tr> <td>窓口 98.6%→前年よりも満足度上昇</td> <td>H27：96.0%（全国 96.8%）</td> </tr> <tr> <td>架電 集計中→本部発表今後</td> <td>H27：43.3%（全国 57.8%）</td> </tr> </table> <p>制度周知を図るため内外の研修会など 16 会場で発信。</p> <p>6 月：年金機構主催算定基礎届説明会（東中西 3 か所）</p> <p>8 月：社会保険労務士会主催勉強会（中部）</p> <p>11 月：年金機構合同健康保険委員研修会（東中西 3 か所）</p> <p>年間：新規適用事業所向けの事務説明会（東中西年間 9 回）</p>	窓口 98.6%→前年よりも満足度上昇	H27：96.0%（全国 96.8%）	架電 集計中→本部発表今後	H27：43.3%（全国 57.8%）
窓口 98.6%→前年よりも満足度上昇	H27：96.0%（全国 96.8%）				
架電 集計中→本部発表今後	H27：43.3%（全国 57.8%）				

(2) 高額療養費制度の周知	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に加え、医療機関等に対するチラシやリーフレットによる広報を実施し、制度の周知を図る。また、関係機関と連携し、県内の主要な医療機関等の窓口限度額適用申請書を配置し利用促進を図る。 ・ 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。 	<p>限度額の促進</p> <p>入院施設のある医療機関を中心に、個別訪問し、申請セットの配置と加入者への限度額利用促進を依頼。</p> <p style="text-align: center;"><u>限度額申請件数：4～11月累計 2.4%増 (H27:0.7%)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>高額療養費申請件数：4～11月累計 7.7%減 (H27:4.6%)</u></p> <p style="text-align: center;">（ターンアラウンド除）</p> <p>切替は進んでいるが、今後も医療機関を定期的にアプローチ予定</p> <p>業務フローの見直しなどを行い、<u>8月には本部目標の受診月以降6か月以内の促進を達成</u>。現在、継続して実施中</p>
(3) 窓口サービスの展開	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、年金事務所窓口職員を配置する。なお、窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないように配慮する。 ・ 窓口職員からの相談内容を取りまとめ、研修によりフィードバックを行うことで、窓口職員の知識の向上を図る。 ・ 年金事務所窓口の利用状況や傾向を調べ、その情報を基に、郵送で申請ができるよう医療機関・市町村役場を訪問して申請書の設置を依頼し、郵送化率を60%以上に向上させる。 	<p>倉吉年金事務所、米子年金事務所の2か所に、協会けんぽ出張窓口を開設。倉吉1名、米子2名の相談対応職員を配置している。鳥取支部には2名配置。</p> <p>相談内容、ヒヤリハットなどを体系化し、窓口も含めた職員全員で共有できるよう体系化を進めている。</p> <p>9月：医療機関40、産婦人科13、装具製作所8の計61機関を対象に、申請セットなどを配置し、郵送化率の向上に努めた。</p> <p>11月：限度額の申請割合の少ない3医療機関に個別訪問。</p> <p>確実に郵送化は進んでいるが、まだ、全国平均の80%、支部目標の60%に達していない。現状の取組の効果測定を行い今後の対策を検討する。</p> <p style="text-align: center;"><u>全 体 H28:55.5% ←H27:52.8% ←H26:49.2%</u></p> <p style="text-align: center;"><u>限度額 H28:41.6% ←H27:32.5% ←H26:28.8%</u></p>

(4) 被扶養者資格の再確認	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被養者資格の再確認を日本年金機構と連携し、事業主の協力のもとに的確に行う。 	<p>6月：扶養状況リストを5,945事業所に送付（H27：5,869事業所） 8月：100人以上未提出事業所63件に文書案内。後日電話勧奨。 （H27：150人以上26事業所）</p> <p style="text-align: center;"><u>扶養状況リスト回収率 H28：87.5%（H27:88.9%）</u></p>
(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・支部独自の審査基準（3部位または15日以上 of 施術）を設定し、該当する申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ受診者や施術者に照会する。または、厚生局に情報提供を行う。 ・文書照会時にチラシを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 	<p>適正受診につなげるため、広報以外でも、牽制効果を高めるため、本部指示では「3部位以上かつ15日以上」だが、鳥取支部では「3部位以上<u>または</u>15日以上」に拡大して、受診者へ文書照会を実施。</p> <p style="text-align: center;"><u>照会件数9月末現在432件（前年同期320件）</u> <u>照会率800.0%（前年同期1000.0%）（H27:918.7%）</u></p> <p>申請件数前年比約5%増に対して、3部位以上+15日以上について、約9%増。今後はよりけん制機能を高めるため、現状の分析に加え、新規加入者、長期継続者に対する照会などピンポイントの対策を検討している。</p>
(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止	
<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて審査を強化する。 ・審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクト会議において、支給の適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。 	<p>重点審査の結果、疑義が生じたものについて、支部長、企画総務部長、業務部長、企画総務グループ長、業務グループ長、レセプトグループ長、担当者で構成する「<u>保険給付適正化プロジェクト会議</u>」を本年度5回開催。疑義案件を検討し、立ち入り検査の実施など対応を決定している。（H27:3回）</p> <p style="text-align: center;"><u>立入検査4回実施</u> ※いずれも支給 <u>文書・電話による多受診抑制1回</u> ※検証中</p>

(7) 海外療養費支給申請における重点審査	
<ul style="list-style-type: none"> ・不正請求を防止するため、海外療養費の取扱要領に基づき、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を行う。 ・診療内容に疑義がある場合は、医療機関への文書照会を実施する。 	<p>本年10月から、海外療養費は神奈川支部へ集約済</p>
(8) 効果的なレセプト点検の推進 (重点事項)	
<p>点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。 ・点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。 ・内容点検業務の一部外委託を実施し内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。 ・平成28年度の診療報酬改定への対応として、新たな点検観点の習得・共有化を図る。 	<p>毎月、支部長、企画総務部長、業務部長、レセプトグループ長、担当者が構成する「行動計画進捗会議」を開催し、事業進捗状況を確認、課題・今後の対策を検討・実施している。</p> <p>点検員のモチベーション向上のため、スキルアップ研修、勉強会、個人面談などを実施している。</p> <p>速報値（10月末時点）</p> <p style="text-align: center;"><u>加入者1人当たり資格点検効果額（保険者負担分）</u></p> <p style="text-align: center;">実績 1,042円 対目標▲15円 対前年 73円</p> <p style="text-align: center;">取組：再審査請求件数 5,583件（対前年：▲415件）</p> <p style="text-align: center;">医療機関照会 4,240件（対前年：1,030件）</p> <p style="text-align: center;">返還請求情報登録 915件（対前年：295件）</p> <p style="text-align: center;"><u>加入者1人当たり外傷点検効果額（保険者負担分）</u></p> <p style="text-align: center;">実績 79円 対目標▲12円 対前年 8円</p> <p style="text-align: center;">取組：負傷原因照会 834件（対前年：▲52件）</p> <p style="text-align: center;">第3者行為傷病届の届出勧奨 73件（対前年：4件）</p> <p style="text-align: center;">返還請求情報登録 291件（対前年：▲12件）</p> <p style="text-align: center;"><u>加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）</u></p> <p style="text-align: center;">実績 126円 対目標▲20円 対前年▲33円</p> <p style="text-align: center;">取組：再審査請求件数 12,450件（対前年：2,308件）</p> <p style="text-align: center;">点検員・職員のスキルアップ・ノウハウの蓄積</p>

<p>(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</p>	<p>(重点事項)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、日本年金機構と連携して、機構が送付する初回催告に支部作成の返納チラシ及び返信用封筒を同封する。 ・日本年金機構の催告で回収できなかった保険証については、文書による催告、電話や訪問による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。特に任意継続の保険証については、資格が取消され次第、即時電話による催告を行う。 ・年金事務所窓口で資格喪失届を受付時に、保険証が未添付の場合は支部作成の回収チラシを来訪者に渡していただくよう機構に依頼する。 ・返納金が多い事業所を訪問して資格喪失時には保険証を回収するよう依頼し、喪失後の保険証は使えないことを周知する。 ・事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等により周知を行う。 	<p>追加取組として、平成 28 年度から催告文書を 3 回発送することとした。（※一般被保険者に対しては年金機構も喪失処理時に 1 度催告するため計 4 回）また、早期回収のため 12 月からは 1 週間サイクルでの発送に変更。</p> <p><u>保険証回収状況（上期：支部独自集計：速報レベル）</u></p> <p>一般 85.39%（前年 70.4%） 任継 88.32%（前年 83.2%）</p> <p><u>新規債権発生件数（上期）</u></p> <p>債権全体 474 件（85 件 21.9%増：前年同期 389 件） 返納金 415 件（67 件 19.2%増：前年同期 348 件）</p> <p>保険証の回収率は向上しているが、新規債権の発生減少にはまだ効果が見えていない。今後は、債権の発生状況を注視し、効果的な対策を検討することとしている。</p>
<p>(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進 (重点事項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告、弁護士名による催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、納付拒否者に対しては法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。 ・資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険等の保険者との保険者間調整を積極的に活用する。そのためにレセプトグループと連 	<p>法的手続き実施件数：10 月末時点での実績 目標 20 件に対して、20 件実施済</p> <p>電話催告の実施件数：10 月末時点での実績 平成 28 年度の年間目標 210 件に対して、327 件実施済（前年 201 件）</p>

<p>携し、債務者に保険者間調整の制度案内を行い、着実な債権回収に努める。</p>	<p>弁護士催告実施件数：10月末時点での実績 1月20名（4～10月累計140件）目標に対して 現在204件実施（前年累計240名：317件）</p> <p>債権回収率：10月末時点での実績</p> <p><u>債権全体</u> 過年度 42.4% (22.0%) / 現年度 43.7% (62.4%) <u>返納金</u> 過年度 38.8% (24.4%) / 現年度 33.2% (53.7%)</p> <p>過年度については、電話催告、個別訪問、法的手続きなどを進めた結果、前年以上の回収率となっている。</p> <p>現年度の回収率が前年を大きく下回っているが、これは、加入者の負担を軽減する「保険者間調整」を進めているため。保険者間調整を収納と仮定すると、返納金は約94%になる見込み。現状、回収率は向上しているが、今後は、より人的負担が少なく、今まで以上の回収率が期待できる効率的・効果的な回収方法を検討する。</p>
<p>(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 (重点事項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員設置事業所数 1,800 事業所目標 ・健康保険事業等に対する理解・協力を得るため、研修、広報を実施 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員情報誌「けんぽ便り」とつとりの発信 健康保険委員研修会など各種研修会・講習会の実施 健康保険委員表彰の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・28年12月末現在 1,780 事業所 <p>けんぽ便りとおつとりの継続発行 年4回 委員研修会の実施(28年11月)「ライフステージ間に利用できる社会保険」 委員表彰の実施(28年11月) 被表彰者 5名</p>

3. 保健事業	
(1) 健診	
<p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：75,254人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 57%（実施見込者数：42,894人） ・事業者健診データ 取得率 16%（取得見込者数：12,040人） <p>○被扶養者（受診対象者数：21,017人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 20%（実施見込者数：4,203人） 	<p>（平成28年10月末現在）</p> <p>○被保険者（40歳以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 33.3%（実施者数：25,084人） ・事業者健診データ 取得率 5.8%（取得者数：4,336人） <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 10.1%（実施者数：2,130人）
(2) 保健指導	
<p>○被保険者（受診対象者数：8,679人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 32%（実施見込者数：2,777人） （内訳）協会保健師実施分 30%（実施見込者数：2,604人） アウトソーシング分 2%（実施見込者数：173人） <p>○被扶養者（受診対象者数：420人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 6.1%（実施見込者数：25人） 	<p>（平成28年10月末現在）</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 18.8%（実施数：1,707人） （内訳）協会保健師実施分 19.6%（実施者数：1,702人） アウトソーシング分 0.6%（実施者数：1人） <p>○被扶養者（</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 1%（実施数：4人）
(3) その他の保健事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり意識の醸成のため、市町村と共同による、地域別医療費分析などの情報を加えた 「市町村別の健診ガイド」の作成・配布 	作成した平成28年度版は、DMや町報への折込等で活用
(4) データヘルス計画	
<p>上位目標：</p> <p>鳥取県との連携事業である「健康経営推進事業」、市町村など関係機関との連携により、健診受診、特定保健指導などを柱とした健康</p>	28年12月末1,084事業所

<p>づくりの環境整備・推進を行い、加入者及び事業主、そして県全体が、健康づくりの重要性を認識し、積極的に取り組んでいる。</p> <p>下位目標①：健康経営参画事業所数：平成 30 年 3 月末目標 1,000 事業所</p> <p>下位目標②：特定健診受診率：平成 30 年 3 月末目標 65%</p> <p>下位目標③：特定保健指導実施率：平成 30 年 3 月末目標 30%</p>	
(5) 受診勧奨対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保・国保連合会などとの連携による受診勧奨の実施 共同広報やオプション検診の実施 特定健診・がん検診のダブル受診のための環境整備 <p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 (重点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導結果やデータ分析報告書を基に、特定保健指導結果の効果分析・業態別の状況の把握を行う。 ・重症化予防対策として未治療者への受診勧奨を実施、支部独自の二次勧奨を実施するほか、連続該当者の把握・個別アプローチを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団検診を実施しているすべての市町村（18）と共同広報を実施 オプション検診は年 18 回 ・国保連に協力依頼し、オプション検診の充実 <p>・H24 年～H26 年健診保健指導実施データよりメタボについて経年比較を実施。</p> <p><結果>全国平均より数字的には良いが、予備軍の該当する加入者が多く、今後該当者へ転じないことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度受診分を受診者へ 1,708 件発送。 重症域の二次勧奨対象 473 件（27.7%）。 うち受診した件数 330 件（19.3%）<H28.9 レセプトまで> 未回答者への二次勧奨発送件数 150 件（4 月以降）。 うち受診した件数 10 件（8.6%）<H28.9 レセプトまで> ・支部保健師による電話勧奨実施。 ・H28.10 送付分（H28.4 健診受診）より本部にて対象者の特性に合わせた受診勧奨通知の内容を全体的に見直し。

<p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 (重点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診未実施事業所への訪問勧奨の実施 データ提供不可の健診機関にて事業者健診実施している事業所へ紙媒体による健診結果提供依頼訪問勧奨実施 生活習慣病予防健診実施機関の拡大 新規加入者への月次による健診案内通知 特定健診未受診者への受診勧奨 特定保健指導外部委託機関の拡大 特定保健指導の効果分析を活用した未実施事業所への訪問勧奨、業態別の特性を活かした案内文書による特定保健指導実施者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> (被扶養者) 特定保健指導未実施者への電話勧奨 お客様のニーズに合わせた複数の支援パターンによる特定保健指導、企業健康度カルテを活用した特定保健指導、糖尿病性腎症を意識した保健指導の実施 支部内研修会等を通じた保健師・管理栄養士のスキルアップ <p>(3) 各種業務の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者へのポピュレーションアプローチ <ul style="list-style-type: none"> 講習会や事業所における健康づくり講演等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 6月より事業所訪問を開始、13社訪問のうち1社は今年度より切替え、6社は次年度より実施予定とした。 紙媒体の健診結果提供の訪問勧奨は7社にとどまった。(69名分受理) 健診結果データ作成ソフト不具合により、契約健診機関の拡大(アプローチ)は実施していなかったが、情報提供サービスが12月より再開となったので今後拡大予定。 任意継続加入者へ H28.4 に H28.1.22 現在の加入の方へ、H28.6 に H28.5 末までの加入者へ送付。H28.6 より月次で実施。 <ul style="list-style-type: none"> 11月現在、2,053件発送のうち278件より申込みあり。(13.5%) 新規加入被扶養者へ H28.6 より月次で実施。 <ul style="list-style-type: none"> 11月現在、2,553件発送 未受診者抽出し企画職員へ展開、集団健診のDMに活用されている。 養和病院と交渉を行い、養和会自社職員分の特定保健指導実施について、新たに委託契約を行った。 効果分析への着手が遅れているため未着手。 1月より実施予定。 お客様に合わせた複数パターンにより実施、月次の実績報告書により中断数を把握している。 計画通り実施、支部計画の周知徹底・重症化予防の実施・個別の活動計画作成・ロールプレイ等を実施した。 平成28年度安全運転管理者等講習への参加 <ul style="list-style-type: none"> 6月～9月実施 西部地区6会場
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県がん対策推進会議等県主催の会議への参画により、関係機関との連携強化と東・中・西部地域の実情を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県がん対策推進県民会議 2回（6月、12月） 鳥取県、東部、中部、西部それぞれに委員を派遣し実情把握に努めている。
<h4>4. 組織運営及び業務改革</h4>	
<h5>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</h5>	
<ul style="list-style-type: none"> ・協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着 研修などを通じ、職員に期待する職員像、役割を示すとともに協会のミッションや目標の徹底、意識改革を図る。 ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検・徹底する。 ・リスク管理体制の整備 平時からの点検・訓練やリスク管理委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取支部職員標語（言い訳禁止！まず行動！人任せにせず、自分が動いて、協会を変えていこう！） 健康づくり標語募集（がんばれ自分 今なら掴める あのカラダ） 訴求力・営業力・発信力強化研修（4/25～4/26） 鳥取支部健康経営研修（6/29～7/1） 事務処理誤り発生防止研修（8/3.8/10） お客様の電話相談に関する支部職員の心構え・基本用語（8/3.8/10） コンプライアンス委員会の開催（6/28.10/27） コンプライアンス研修会の実施（8/31～9/15） ハラスメント研修（8/31～9/15） 個人情報保護管理委員会（6/17.10/27） 個人情報保護（協会加入者のマイナンバー取扱い等）研修（12/8～12/12） 情報セキュリティ（インターネット）研修（4/20） 情報セキュリティ（外部メール）研修（6/6～6/7） 情報セキュリティ（最近のサイバー攻撃等）研修（10/26） 情報セキュリティ（各個人のデスクトップ）チェックシートの運用（月次） 支部初動対応マニュアルの作成 災害対策支部設置模擬訓練（6/23） 防災マニュアルの再確認（10/21） ストレスチェック制度に関する説明会（10/26）

	<p>ストレスチェック実施 (11/11)</p> <p>自主点検 (半期に1回) の実施</p> <p>月次・日次チェックシートによる管理者点検項目確認</p> <p>インフルエンザ予防接種 (11/16)</p> <p>職場環境アンケート実施 (7/21)</p>
(2) 人材育成の推進 (重点事項)	
<p>・「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて計画的に実施する。</p>	<p>評議会傍聴 (7/21)</p> <p>健康経営実践セミナー傍聴 (10/17)</p> <p>歯科医師会と連携した歯科検診の実施 (10/6. 10/13)</p> <p>スモールチェンジ活動チャレンジシートの活用 (7月～8月)</p>
(3) 業務改革・改善の推進 (重点事項)	
<p>・支部内での創意工夫を提案・検討するため、または各グループにおいて発生した課題を検討するために、定期的に業務改善委員会を行い、具体的な改革・改善を実現していく。</p> <p>・業務の効率化を図るため、健康保険給付申請書の入力業務や保険証、支給決定通知書等の作成・発送業務については、極力集約化しアウトソースを行う。</p> <p>・業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。</p>	<p>業務部門の事業について見える化 (数値化・グラフ化) し、経年比較により、事業の進捗状況・ボトルネックの把握を進めた。</p> <p>その後、職員、契約職員によるミーティングを定期的を実施し、現状の課題・問題点などを洗い出し、改善を進めた。あわせて、業務改革、対外的活動、債権回収など、支部のコア業務へのシフトを進めている。</p> <p>審査業務などに係る超勤時間 (ミーティングなど除く)</p> <p>H28. 4～9 累計 一人月平均 2.5 時間</p> <p>前年 8.2 時間で 5.7 時間の削減 ※特に給付部門での削減が大きい。</p>
(4) 経費の節減等の推進	
<p>・サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や消耗品の適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p>	<p>経理事務担当者説明会の伝達 (6/28)</p> <p>・業務の実施方法見直し 経費精算処理を省力化 (予算執行伺省略)</p> <p>一般競争入札の実施案件</p>

【電気料金】

(円)

項目	7月	8月	9月
22年度	194,631	221,815	192,415
28年度	113,482	125,632	123,195
増減	△81,149	△96,183	△69,220
増減率	△42%	△43%	△36%

・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

- ・ 定期広報物（納入告知書同封チラシ等）の作成
- ・ 健診申込書・特定健康診査受診券等封入封緘業務の委託
- ・ 健康づくり事業の勸奨業務を行う人材の派遣

見積競争の実施案件（多数あるため件数を表示）

- ・ 平成 28 年 12 月末現在 22 件

夏季節電対策実施

- ・ 空調温度の引き上げ（原則冷房 28℃設定）
- ・ 照明の間引き
- ・ 計画的な勤務管理（17:30 までの退社）
- ・ ノー残業デーの徹底（火曜日・金曜日）

平成 28 年度契約案件中、調達審査委員会での案件は下記のとおり

- ・ ナカヤビル事務室の賃貸借（随意契約）

一般競争入札および随意契約（契約金額 100 万円以上）を支部ホームページにて公表済み

平成 28 年度目標指標

【目標指標】

(28 年 12 月末)

サービス関係指標		平成 28 年度 (目標)	平成 28 年度 (数値)
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標 (10 営業日) の達成率	100%	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内	10 営業日以内
健康保険委員の委嘱拡大	健康保険委員委嘱者数	1,800 事業所	1,780 事業所
健康保険委員の活動強化	広報誌「けんぽ便り」の発行	年 4 回発行	年 3 回発行
加入者・事業主への広報	メールマガジン新規登録者数	120 件	190 件
保健事業関係指標			
データヘルス	健康宣言事業所数	1,000 事業所	1,084 事業所
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 57% (42,894 人) 被扶養者 20% (4,203 人)	被保険者 33.3% (25,084 人) 被扶養者 10.1% (2,130 人) ※
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	16% (12,040 人)	5.8% (4,336 人) ※
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 32% (2,777 人) 被扶養者 6.1% (25 人)	被保険者 18.8% (1,707 人) 被扶養者 1% (4 人)
医療費適正化等関係指標			
レセプト点検効果額	加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額 (医療費ベース)	242 円以上	126 円 ※
ジェネリック医薬品の使用促進 (年間)	ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)	65.1%	-

(※は 28 年 10 月末)